

栃木市・西方町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する
規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・西方町合併協議会規約（以下「規約」という。）
第17条第2項の規定に基づき、栃木市・西方町合併協議会（以下「協議
会」という。）の会長、副会長及び委員並びに規約第15条の規定に基づ
き協議会の出納の監査を行う代表監査委員（以下「監査委員」という。）
の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 規約第7条第1項第2号及び第3号に該当する委員並びに監査委員
が、その職務に従事したときに支給する報酬の額は、日額4,500円と
する。ただし、規約第7条第1項第4号に該当する委員（地方公共団体の
常勤職員である者を除く。）にあつては、日額8,000円を支給するも
のとする。

(費用弁償の額)

第3条 協議会の会長、副会長及び委員並びに監査委員が、協議会の職務を
行うために、栃木市及び西方町以外の区域に出張したときは、費用弁償と
して旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、栃木市特別職の職員で非常勤の
ものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第49号。
以下「報酬等条例」という。）の例によるものとする。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、報酬等条例の例によるも

のとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年8月31日から施行する。